税　金

荒川区役所
3802-3111(代)

特別区税

特別区が課すことができる税目は、地方税法により、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・鉱産税・入湯税があります。このうち、鉱産税と入湯税は、荒川区では課税対象がありません。

■特別区民税

課税される方

①国籍を問わず、その年の1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得があった方
②その年の1月1日現在、区内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷のある方

課税されない方

①生活保護法によって生活扶助を受けている方
②前年中の所得が区の条例で定める金額以下の方

申告

上記の「課税される方」に該当する方は、申告が必要です。ただし、**次**に該当する方は除きます。

①税務署に確定申告をする方、勤務先から給与支払報告書が区に提出された方
②厚生年金等の収入のみの方で、医療費控除や扶養控除等の所得控除を追加する必要のない方
※所得のなかった方は申告の義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険料の算定等に申告が必要です

問 税務課課税係（区役所2階） ☎内線 2316

■軽自動車税（種別割）

その年の4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。登録・廃車の手続きは、車種ごとに**次**の場所で受け付けています。

◎原動機付自転車（125cc以下のバイクまたは1kw以下のバイク）、特定小型原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車

○登録…新しく車両を購入したとき、区外から区内へ住所変更したとき、他区の方から車両を譲り受けたとき
○廃車…車両を廃棄するとき、盗難等で車両をお持ちでないとき
○名義変更…区内の方に車両を譲るとき
※それぞれ、手続きや提出書類が異なります

問 税務課税務係（区役所2階） ☎内線 2312

◎軽自動車（三輪・四輪）

問 軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所
足立区宮城1-24-20　**☎ 050-3816-3102**

◎軽自動車（二輪）および二輪の小型自動車

問 足立自動車検査登録事務所
足立区南花畑5-12-1　**☎ 050-5540-2031**

■特別区民税（普通徴収）と軽自動車税（種別割）の納付方法

税務課、各区民事務所、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ、Pay-easy（ペイジー）、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト、口座振替（軽自動車税を除く）で納付できます。

問 税務課税務係（区役所2階） ☎内線 2326

■特別区民税・都民税課税（非課税）証明書・納税証明書、軽自動車税（種別割）納税証明書が必要なとき

申請に必要なもの　本人確認ができる書類（代理の方による申請の場合は、代理人の本人確認ができる書類、本人自署の委任状）

※委任状は便せん程度の用紙に、委任者の氏名・押印・現住所・生年月日・電話番号・必要年度の1月1日の住所地、必要年度の証明書名、必要枚数、使用目的、代理人の氏名・現住所・生年月日を記入してください
※特別区民税や軽自動車税（種別割）を銀行等で納めたときは、区役所で納税の確認ができるまでに10日間程度かかります。すぐに「納税証明書」が必要な場合には、領収証書を持参してください

手数料　300円（一通）

※軽自動車税（種別割）の車検用は無料
※軽自動車税（種別割）の納付状況を軽自動車税納付確認システム（軽JNKS（ジェンクス））で確認できます。車検を受ける際に、納税証明書の提示を原則省略できます。

受付場所　税務課、各区民事務所

※来所できない場合は、郵送や電話での予約、スマート申請・電子申請での請求ができます

→P21

問 税務課税務係（区役所2階） ☎内線 2331

■特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）の納税に関する相談

問 税務課納税促進係（区役所２階）
☎内線 2334

都税

土地・家屋の購入や、事業にかかる税金、税の減免や納税猶予の措置等、都税相談・質問・苦情等は、荒川都税事務所内の相談コーナーをご利用ください。

問 荒川都税事務所　☎ 3802-8111（代）

◎都税の納付はキャッシュレスがおすすめです

納税は、スマートフォン決済アプリのほか、地方税お支払サイトからのクレジットカード払いでも納付できます。また、口座振替、金融機関・郵便局のPay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキングおよびATMでも納付できます。ぜひご利用ください。

※ご利用前に、主税局ホームページで各納税方法の注意事項を確認してください

ホームページアドレス
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html

口座振替の問合せ先

問 主税局納税推進課　☎ 3252-0955

国税

税務署での申告等に関する相談は、予約が必要です。国税の相談や質問は、電話相談センターで受け付けているほか、国税庁ホームページのタックスアンサーや、チャットボット「ふたば」のご利用が便利です。

また、国税庁ホームページには、質疑応答事例や法令解釈通達等も掲載されています。

ホームページアドレス
https://www.nta.go.jp/

◎e-Tax（イータックス）（国税電子申告・納税システム）

事前に利用登録をしておくと、自宅やオフィスのパソコン・スマートフォンで、各種申告や届出申請ができます。申告等に必要な添付書類も同時に送信できるため、郵送等で提出する必要がありません。

また、電子納税や納税証明書の請求も行うことができます。ぜひ、ご利用ください。

ホームページアドレス
https://www.e-tax.nta.go.jp/

問 荒川税務署　☎ 3893-0151（代）

■主な税金（申告・納期）

月別	特別区税	都　　税	国　税
4月			
5月	軽自動車税種別割	自動車税種別割・鉱区税	
6月	特別区民税第１期（都民税・森林環境税※1を含む）	固定資産税・都市計画税　第１期	
7月			所得税（予定納税）第1期（31日まで）
8月	特別区民税第２期（都民税・森林環境税※1を含む）	個人の事業税　第1期	
9月		固定資産税・都市計画税　第２期	
10月	特別区民税第３期（都民税・森林環境税※1を含む）		
11月		個人の事業税　第２期	所得税（予定納税）第2期（30日まで）
12月		固定資産税・都市計画税　第３期	
1月	特別区民税第４期（都民税・森林環境税※1を含む）	住宅用地の申告…31日まで、償却資産の申告…31日まで、都民税株式等譲渡所得割…10日まで、都民税配当割（源泉徴収選択口座内）…10日まで	
2月	特別区民税申告（都民税・森林環境税※1を含む）２月16日～3月15日	固定資産税・都市計画税　第4期	贈与税の申告 ２月１日～３月15日 所得税の確定申告 ２月16日～３月15日 消費税の確定申告 （個人の事業にかかるもの） ３月31日まで
3月		個人の事業税の申告（所得税、住民税の確定申告をした方を除く）…15日まで 事業所税（個人の事業にかかるもの）…15日まで 地方消費税※2（個人の事業にかかるもの）…31日まで	
毎月	・特別区民税特別徴収分 ６月～翌年５月（都民税・森林環境税※1を含む） ・特別区たばこ税	都たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 都民税利子割・都民税配当割（翌月10日まで）・宿泊税	所得税（源泉徴収分） 酒税・たばこ税 たばこ特別税・揮発油税
随時（一定の期日）	・退職所得にかかる特別区民税特別徴収分（都民税を含む） ・公的年金等からの特別区民税特別徴収分（都民税・森林環境税※1を含む） ・軽自動車税環境性能割	法人の事業税・法人の都民税・不動産取得税・自動車税環境性能割・狩猟税・事業所税（法人の事業にかかるもの）・地方消費税※2（法人の事業にかかるもの）・自動車税種別割（月割課税（新規登録）分）	法人税 地方法人税 消費税（法人） 相続税 登録免許税※３ 自動車重量税※４ 印紙税 特別法人事業税

※申告や納付期限等が土・日曜日、祝日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限です。ただし、特別区たばこ税の申告および納付は、毎月末日が期限です

※１　令和６年度から森林環境税(国税)が課税されます。国内に住所を有する個人に対して、前年中の所得に基づき課税を行い、特別区民税・都民税の均等割と併せて徴収します

※２　地方消費税の申告は、消費税（国税）の申告と併せて行います

※３　登録免許税は、それぞれの登記・登録等の事務を所掌している、東京法務局（☎5213-1234）・その他の官公署または団体の他、荒川税務署（☎3893-0151）へお問い合わせください

※４　自動車重量税の制度内容については、東京国税局消費税課（☎3542-2111）へ、申請手続については、足立自動車検査登録事務所（☎050-5540-2031）の登録部門または軽自動車検査協会足立支所（☎050-3816-3102）へお問い合わせください